

# 認定職業訓練実施付加奨励金支給申請書（様式 A-33）記載例

注1 「求職者支援法に基づく職業訓練の認定通知書」の右上に記載されている日付を記載してください。

## 認定職業訓練実施付加奨励金支給申請書

様式 A-33

注4 「支給対象者数」は、訓練の修了者と就職を理由とする中途退校者の数を記載してください。このため、「認定職業訓練就職者名簿」（様式 A-34）の受講者計欄の「うち、修了者」と「うち、中途退校者（就職理由）」の合計と一致することになります。

### 認定職業訓練就職者名簿（様式 A-34）

受講者計	6名
うち、修了者	4名
うち、中途退校者（就職理由）	0名
うち、就職	4名
うち、中途退校者（就職理由以外）	1名
うち、65歳以上の者（就職コード0121の者を除く）	1名
うち、65歳以上の者（就職コード0121の者を除く）	0名

注5 「認定職業訓練就職者名簿」（様式 A-34）の雇用保険適用就職率を記載してください。

### 認定職業訓練就職者名簿（様式 A-34）

雇用保険適用就職率	40%
雇用保険適用就職率	100%

令和 〇 年 11 月 15 日

平成(令和) 〇 年 2 月 12 日 に認定を受けた訓練を適正に実施し、付加奨励金の支給を受けたいので、以下のとおり申請します。また、当該申請書及び添付書類の記載内容について相違ありません。なお、自社等就職者の雇用状況の確認を労働局が行う場合には協力します。

訓練コース番号	4 - 〇 〇 - 40 - 02 - 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇
訓練コース	<input type="checkbox"/> 実践コース
訓練科名	〇 〇 〇 〇 科
訓練期間	令和 〇 年 4 月 22 日 ~ 令和 〇 年 7 月 31 日
支給対象者数	1 - 〇 - 〇 - 〇 人 (注1)
自社等就職者数	1 - 〇 - 〇 人 (注2)
就職率	1 - 〇 - 〇 % (注3)
担当者連絡先	担当者名 〇 〇 〇 〇 科 〇 〇 〇 〇 郎
	電話番号 〇
	メールアドレス 〇
訓練実施機関	実施機関番号 〇
	実施機関名 〇
	代表者氏名 〇
	所在地 千 〇 〇 〇 - 〇
訓練実施機関 振込先(注4)	銀行 〇
	金融機関コード ( 〇 〇 〇 〇 ) 店舗コード ( 〇 〇 〇 〇 ) 普通 当座 通知・別段
	口座番号 〇
	フリガナ カブシキガイシャ 〇 株式会社 〇

注2 「求職者支援法に基づく職業訓練の認定通知書」の左上に記載された「実施機関名」等を記載してください。

注3 口座は都道府県ごとに1つのみ設定することができます。

また、インターネットバンクは、住信 S B I ネット銀行、楽天銀行、ソニー銀行、イオン銀行は利用できます。

## 留意事項

- 申請期限を1日でも途過した場合は、奨励金は支給されませんのでご注意ください。  
【申請期限】訓練終了日の翌日から起算して4か月以内  
(例) 4月22日~7月31日の訓練の場合⇒11月30日
- 申請書の提出は郵送でも可能ですが、消印ではなく、申請期限内に到着している必要がありますので、ご注意ください。
- 鉛筆での記入は認められません（容易に消すことができる筆記具による記載は認められません）。
- 修正液、修正テープによる訂正は認められませんので、ご注意ください。
- 労働保険料の納付を事務組合に委託している場合は、求職者支援訓練の認定申請受付期間の初日から、訓練奨励金の支給申請日までの間に定められている納付期限に係る「労働保険料納入通知書」及び「労働保険料領収書」の写しを添付してください。

### 付加奨励金支給額の算定

支給単位期間  
28日以上

受講者数(注1) × 就職実績に応じた単価 × 支給単位期間数

- ↓
- ・就職率60%以上 2万円
  - ・就職率35%以上60%未満 1万円
  - ・就職率35%未満 0円

支給単位期間  
28日未満

受講者数(注1) × 就職実績に応じた単価 × 訓練実施日数

- ↓
- ・就職率60%以上 1,000円(支給額の上限2万円)
  - ・就職率35%以上60%未満 500円(支給額の上限1万円)
  - ・就職率35%未満 0円

### 記載例の場合

支給単位期間  
28日以上

受講者数(注1) × 就職実績に応じた単価(1万円(注2)) × 支給単位期間数(3) = 150,000円

支給単位期間  
28日未満

受講者数(注1) × 就職実績に応じた単価(500円(注2)) × 訓練実施日数(8(注3))  
= 20,000円

支給額

¥170,000

(注1) ここでいう「受講者数」とは、訓練の修了者数と就職を理由とした中途退校者数の合計数です。訓練終了日まで受講したが修了しなかった者、就職以外の理由による中途退校者は含みません。

(注2) 労働局による雇用保険の適用状況確認の結果、就職率が40%であったものとして算定していること。

(注3) 本記載例には表記はないが、7月21日～7月31日における「訓練実施日数」が8日であったものとして算定していること。